

平成 22 年 10 月 1 日 国勢調査を実施します



- 国勢調査は みんなで描く 日本の自画像 -
(平成 22 年国勢調査標語 一般部門 総務大臣賞)



国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人を対象とし、日本の人口や世帯の実態を明らかにする最も基本的な統計調査です。今回の調査は、日本全体が人口減少社会を迎えて行う最初の調査で、国民生活の向上に幅広く役立つ基礎データとなります。

また、国際連合は地球規模の諸課題（食料・エネルギー・環境）に適切に対応するため、世界各国に世界人口センサス計画への参加を勧告しており、国勢調査はその一環として実施します。この世界人口センサス計画には、世界で 200 以上の国・地域が参加します。

- 調査期日及び調査対象
本年 10 月 1 日を調査期日として、日本国内に住むすべての人及び世帯が対象となります。
- 調査項目
男女の別、出生の年月、就業状態、従業地、通学地、住居の種類など 20 項目です。
- 調査の流れ
調査は、原則として全国共通で次のように行います。
国（総務省）― 都道府県― 市区町村― 国勢調査指導員― 国勢調査員― 世帯
※国勢調査指導員と国勢調査員は、総務大臣が任命します。
※たつの市内では、指導員 48 人、調査員 328 人が調査活動を行います。
- 調査票の配布
調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布する方法で行います。
- 調査票の提出
調査員への提出（封入提出）又は市役所への郵送による提出のいずれかを選択していただくことができます。
- ① 封入提出の全面導入について
世帯のプライバシー―保護に配慮して、調査員が調査票を回収する場合、調査員は記入内容の確認を一切行わず、調査票は提出用封筒に封入されたまま市役所に提出されます。

- ② 郵送提出の導入について
日中不在がちな世帯などが調査票を円滑に提出できるよう、郵送（郵送用封筒を使用）による提出方法が選べます。
- 集計後の調査票
調査票は外部に漏れないよう厳重に管理し、集計完了後には溶解処分します。
- 守秘義務と報告義務について
国勢調査は、統計法に基づいて実施します。統計法では、統計調査に携わる者に対して厳格な守秘義務を課しており、記入いただいた内容を他に漏らすことはありません。また、調査対象者の報告義務と、報告を拒んだり、虚偽の報告をした場合の罰則が規定されています。
- 調査結果の活用
国勢調査の結果は行政など公的部門だけでなく、学術・教育・民間など幅広く利用されます。
- ① 法令に基づく利用
- ② 行政施策の基礎資料としての利用
- ③ 学術、教育、民間など幅広い分野での利用
- 問い合わせ
情報推進課（Tel 64-3203）